

(公表)

第 6 1 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

○火災予防規則

(公表の対象となる防火対象物等)

第 3 6 条の 3 条例第 61 条の 2 第 1 項の規定による公表（以下この条において「公表」という。）の対象となる防火対象物は、令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物であって、法第 17 条第 1 項の技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 公表の対象となる違反の内容は、前項に規定する防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

3 公表は、前項に規定する違反が法第 4 条第 1 項の規定による立入検査によって認められた場合であって、当該違反が当該立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過してもなお是正されていないと認められるときに、次に掲げる方法により行うものとし、当該違反の是正が行われたものと消防長が認めるまでの間、継続するものとする。

(1) インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法

(2) 公表する事項を記載した書面を福山地区消防組合消防局並びに当該違反が認められた防火対象物の所在地をその管轄区域内に含む消防署並びにその受持区域内に含む分署及び出張所に備えて公衆の閲覧に供する方法

4 公表する事項は、第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及びその所在地、当該防火対象物に係る当該違反の内容その他消防長が必要と認める事項とする。

【解釈及び運用】

本条の解釈及び運用については、「福山地区消防組合違反对象物公表規程（平成 29 年訓令第 4 号）及び「福山地区消防組合違反对象物公表制度事務処理マニュアル」（2017 年（平成 29 年）3 月 21 日制定）によること。